

事業主の皆さまへ

「育児・介護休業等に関する規則の規定例（令和4年4月1日、令和4年10月1日対応版）」ご利用に当たっての留意点

★ この規定例は、令和4年10月1日の法改正に沿った内容となっています。

- 従って、この規定例をそのままご利用になると、
  - ① 現行の「パパ休暇（産後8週間の特例）」が削除され、「産後パパ育休（出生時育児休業）」が導入される。
  - ② 1歳までの育休について、2回まで申出することが可能となる。
  - ③ 1歳以降の育休について、父母で途中交代することが可能となる。となります（なお、②・③は、令和4年9月30日までは法を上回る制度となります）。
- 上記①～③の制度を令和4年10月1日より前に導入し、利用者が生じた場合、その時点で施行されている法の内容を上回る部分については、育児休業給付の支給対象とならない場合があります（詳しくはお近くのハローワークまでお尋ねください）。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、滋賀労働局雇用環境・均等室へ

**TEL 077-523-1190**

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

事業主の皆さまへ

「育児・介護休業等に関する規則の規定例（令和4年4月1日、令和4年10月1日対応版）」ご利用に当たっての留意点

★ この規定例は、令和4年10月1日の法改正に沿った内容となっています。

- 従って、この規定例をそのままご利用になると、
  - ① 現行の「パパ休暇（産後8週間の特例）」が削除され、「産後パパ育休（出生時育児休業）」が導入される。
  - ② 1歳までの育休について、2回まで申出することが可能となる。
  - ③ 1歳以降の育休について、父母で途中交代することが可能となる。となります（なお、②・③は、令和4年9月30日までは法を上回る制度となります）。
- 上記①～③の制度を令和4年10月1日より前に導入し、利用者が生じた場合、その時点で施行されている法の内容を上回る部分については、育児休業給付の支給対象とならない場合があります（詳しくはお近くのハローワークまでお尋ねください）。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、滋賀労働局雇用環境・均等室へ

**TEL 077-523-1190**

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）